

前橋市庁舎電話交換機等賃貸借業務 質問回答書

No.	ご質問	回答（会社敬称略）
1	入札公告兼入札説明書 1 条件付一般競争入札に付する事項（10）契約保証金等 について ①ア（ウ）において、契約による債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証とあるが、保険期間は令和8年7月30日から令和9年4月30日までの機器設置工事期間という考え方で良いか。 また、保険金額は、請負代金額の10分の1以上に対する保証という考え方で良いか。 ②ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすることについて、請負代金額は委託期間総額の金額という考え方で良いか。	①：本契約が機器設置工事と保守点検が同一契約に該当しますので、受注者の契約上の義務は保守終了まで続くことから、履行保証保険の保険期間も契約期間全体（令和8年7月30日から令和14年3月31日）となります。また、保険金額については、お見込みのとおりです。 ②：お見込みのとおりです。